

7月21日、広島新規仮処分第5回審尋期日

2021年7月13日（広島）

2020年3月11日に広島地裁に申し立てられた伊方原発3号機運転差止仮処分申立事件（広島新規仮処分）は、7月21日に第5回審尋期日を迎える。（裁判長・吉岡茂之裁判官、右陪席・中井沙代裁判官、左陪席・佐々木悠土裁判官。なお裁判長は第4回審尋で藤澤孝彦裁判長から吉岡裁判長に交代）

申立人（債権者）側弁護団は、期日までに以下の3通の準備書を提出している。

- ・準備書面（8）「債務者準備書面(2)の認否及び反論」
- ・準備書面（9）「大阪地裁令和2年12月4日判決を受け」
- ・準備書面（10）「債務者準備書面(3)に対する反論」

これに対して相手方（債務者四国電力）は準備書面（4）1通（特に表題なし。債権者ら準備書面7を踏まえて、債務者の主張を補充する、としているが特に新味なし）を提出している。

前回審尋期日は「債務者認否問題」を巡って大荒れに荒れたが、今回期日の大きな焦点の一つは「審理促進」。債権者はもちろん、債務者、裁判所とも審理の早期終結を望んでおり、今回審尋の成り行き次第では、第5回審尋期日が最後の審尋期日となる可能性もある。

申立人及び原告団は、今回期日のテーマを「原発耐震基準策定のイカサマ 地震は予知予測できない」と定め取り組みを行っている。（[案内チラシ](#)参照のこと）

当日は、午後1時40分頃から恒例の広島地裁乗込行進を行って、審尋参加の弁護団、申立人・本訴原告らを送り出し、午後2時頃から広島弁護士会館2階大会議室を会場に、「原発耐震基準策定のイカサマ」をテーマに「おしゃべり会」を開催する。なお「おしゃべり会」には、特に広島新規仮処分に大きな関心を寄せている元裁判官の樋口英明氏も参加する。

また原告団は、今回審尋期日のテーマに合わせて、パンフレット「[原子力規制委員会の新規規制基準 原発耐震基準策定のイカサマ](#)」（カラー12頁）を作成し、脱原発の国会議員をはじめ広範に配布している。

記者会見・報告会は、午後3時頃から広島弁護士会館2階大会議室で開催する。弁護団から審尋期日報告の後、準備書面（8）、（9）、（10）の解説に続いて、やはり弁護団の井戸謙一弁護士から、さる6月21日に大阪地裁に申し立てられた関西電力「美浜老朽原発」運転差止仮処分に関する特別報告が行われる。

その後質疑応答・討論などがあり、午後5時をメドに終了する予定。

なお記者会見・報告会には ZOOM 会議による遠隔参加も併用する。参加申込みの要領は添付案内チラシ参照のこと。

（了）

伊方原発広島裁判原告団事務局 〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail : saiiban_office@hiroshima-net.org、URL: <https://saiiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサクまたは網野沙羅（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる